

6月21日（月）から7月11日（日）までのお知らせ

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、大阪府における感染状況や医療提供体制は依然厳しい状況にあることから、引き続き徹底した感染防止対策を図るため、特措法に基づき、大阪府内には「まん延防止等重点措置」による、開館時間の短縮や、不要不急の外出・移動の自粛などの要請が行われております。

阿倍野区民センターにおきましても、まん延防止等重点措置を受け、下記のとおり対応させていただきますので、皆様には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、7月12日（月）以降の取り扱いは改めてお知らせいたします。

●営業時間を21時までに短縮する協力要請

6月21日（月）～7月11日（日）は21時以降、供用休止となります。

- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものは定員100%以内
- 大声での歓声・声援等が想定されるものは定員50%以内
- 入場者の整理誘導など、適切な感染症対策の実施を前提に使用

※期間中、夜間区分の利用予約をされていた方については、順次、阿倍野区民センターからご連絡させていただき、使用料を全額還付いたします。ただし、夜間区分を21時までに短縮して使用される場合は、使用料の減額はありませ
ん。

※期間中に利用予約をされていた方で、不要不急の外出自粛に応じ、使用をキャンセルされる場合は、使用時間の区分により、使用料を還付させていただきますので、事前に阿倍野区民センターまで電話でお申し出ください。

- ・また、これまで同様、利用申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。
- ・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）